

別表（第4条、第10条関係）

一 課題調査検証助成

<p>1 助成対象事業</p>	<p>助成対象事業は、次に掲げる要件に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主たる活動が市内で行われるものであること (2) 地域の課題解決に資する具体的な実践的事業を実施することを前提とした、地域の課題の現状分析・調査・検証、課題への具体的な対応手法の検討等を行うものであること (3) 事業計画及び予算の見積もりが明確であること <p>ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの (3) 事業内容が具体的ではないもの (4) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの (5) 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの (6) 公序良俗に反するもの (7) 法令、条例等に違反するもの
<p>2 助成対象経費</p>	<p>助成対象経費は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人件費（助成事業の実施にあたり直接的に要する部分に限る。） (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
<p>3 助成金の額</p>	<p>助成対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額とし、一事業当たりの助成金の上限額は50万円とする。なお、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>4 事業期間</p>	<p>事業開始日からその日が属する年度の末日までとする。</p>
<p>5 審査基準</p>	<p>審査基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の現状把握と事業目的の設定が明確になされていること (2) 事業内容が、事業目的を達成するために適切なものであること (3) 事業内容が、地域の課題解決につながると考えられるものであること (4) 具体的かつ実現可能な計画であること (5) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること (6) 助成期間終了後、本助成事業の実施によって得られた結果や知見を反映し、地域課題解決のための具体的な実践的事業を行う展望があること

二 協働実践助成

<p>1 助成対象事業</p>	<p>助成対象事業は、複数の市民活動団体等が協働で実施する事業で、次に掲げる要件に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主たる活動が市内で行われるもので、地域課題の解決に資するものであること (2) 2団体以上が協働により実施することで、具体的な効果や成果が期待できるものであること (3) 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であること (4) 事業計画及び予算の見積もりが明確であること <p>ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの (2) 営利を目的としたもの (3) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの (4) 事業内容が具体的ではないもの (5) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの (6) 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの (7) 公序良俗に反するもの (8) 法令、条例等に違反するもの
<p>2 助成対象経費</p>	<p>助成対象経費は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人件費（助成事業の実施にあたり直接的に要する部分に限る。） (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 施設等の整備費 (9) 設備備品購入費 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
<p>3 助成金の額</p>	<p>助成対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額とし、一事業当たりの助成金の上限額は150万円とする。（ただし、「2 助成対象経費」のうち（8）及び（9）に掲げる経費に係る助成金を合算した額は、助成金の総額の2分の1以内とする。）なお、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>4 事業期間</p>	<p>事業開始日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、翌年度に限り事業を継続させることができる。</p>
<p>5 審査基準</p>	<p>審査基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 的確に課題を把握し、地域課題の解決のための事業目的が明確に設定されていること

	<ul style="list-style-type: none">(2) 2団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであること(3) 団体間の役割分担や連携内容が妥当であること(4) 事業内容が地域課題の解決に十分に寄与するものであること(5) 具体的かつ実現可能な計画であること(6) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること(7) 本助成事業をきっかけとして協働のネットワークが広がり、助成期間終了後も地域課題の解決に寄与する取り組みが行われることが期待されること
--	--

三 ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成

<p>1 助成対象事業</p>	<p>助成対象事業は、事業者（※1）と地域団体（※2）が協働で実施する事業で、次に掲げる要件に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主たる活動が地域で行われるものであること (2) 2団体以上が協働により実施することで、具体的な効果や成果が期待できるものであること (3) 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であること (4) 事業計画及び予算の見積もりが明確であること (5) 自立的・継続的な事業展開を前提とした、地域の課題解決を目的とする事業であること <p>ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの (2) 営利を目的としたもの (3) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの (4) 事業内容が具体的ではないもの (5) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの (6) 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの (7) 公序良俗に反するもの (8) 法令、条例等に違反するもの
<p>2 助成対象経費</p>	<p>助成対象経費は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人件費（助成事業の実施にあたり直接的に要する部分に限る。） (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 施設等の整備費 (9) 設備備品購入費 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
<p>3 助成金の額</p>	<p>助成対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額とし、一事業当たりの助成金の上限額は300万円とする。（ただし、「2 助成対象経費」のうち（8）及び（9）に掲げる経費に係る助成金を合算した額は、助成金の総額の2分の1以内とする。）なお、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>4 事業期間</p>	<p>事業開始日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、翌年度に限り事業を継続させることができる。</p>

5 審査基準	<p>審査基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 的確に課題を把握し、地域課題の解決のための事業目的が明確に設定されていること (2) 2団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであること (3) 団体間の役割分担や連携内容が妥当であること (4) 事業内容が地域課題の解決に十分に寄与するものであること (5) 具体的かつ実現可能な計画であること (6) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること (7) 助成期間終了後も自立して継続していくための仕組みの構築が期待できる事業内容であること
--------	--

※1 事業収入を継続的に得ているものをいう。

※2 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 概ね市内の小・中学校区又は地区連合町内会を構成する地域の範囲（以下「地域」という。）内を主たる活動場所としていること

イ 地域内の住民や、当該地域にかかわる多様な主体（以下「住民等」という。）のために活動していること

ウ 本助成事業で実施する内容を住民等へ周知するためのネットワーク及び住民等との信頼関係を有していること